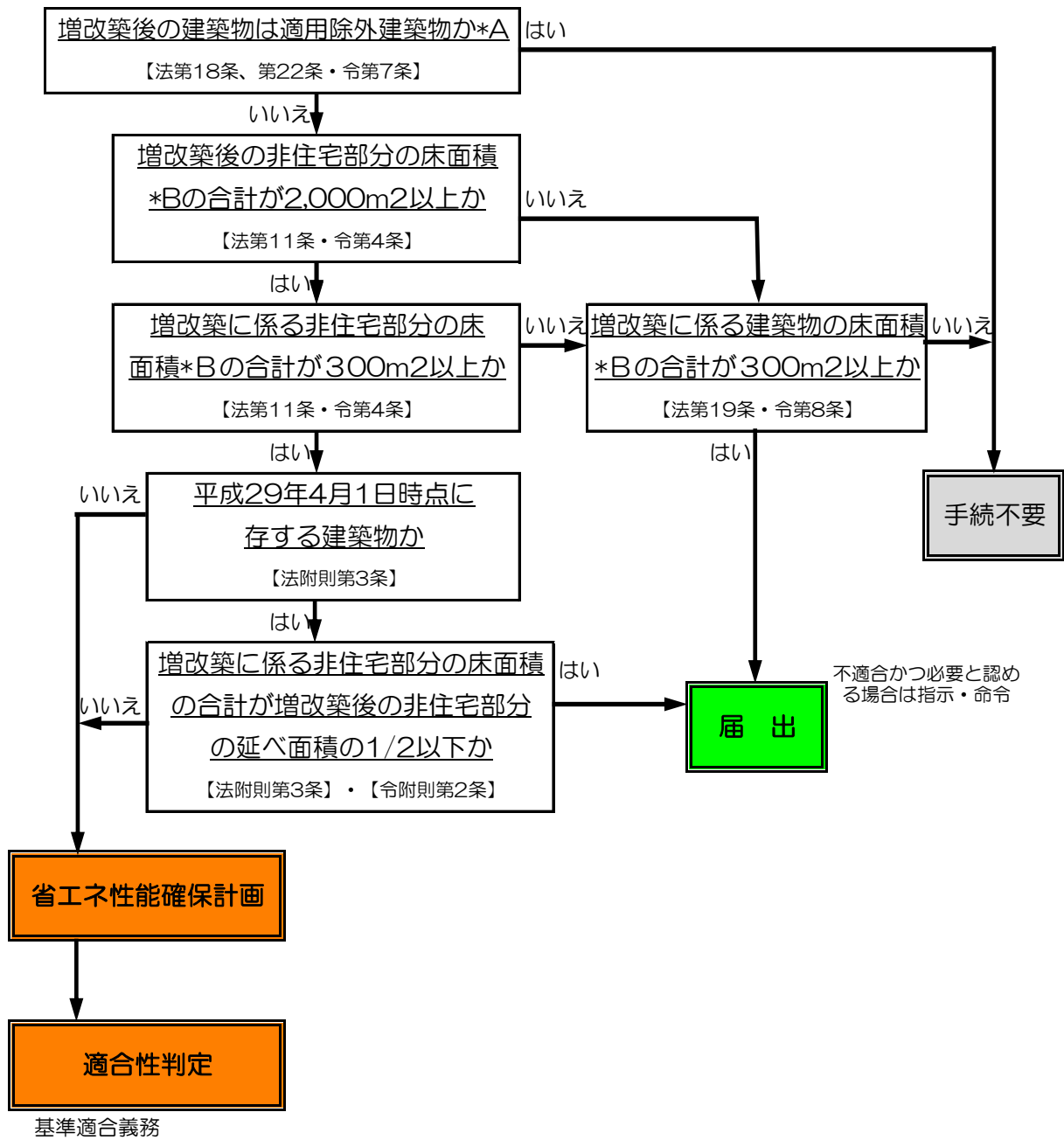


●省エネ適合性判定・届出の手続きフロー（増改築の場合）



備考

- 1: 「法」「令」の表記は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、同施行令を示しています。
- 2: *A適用除外建築物とは、建築物全体として自動車車庫、駐輪場、畜舎、公共用歩廊、仮設建築物、重要文化財等が該当する。（法第18条）
- 3: *Bは、「高い開放性を有する部分」【令第4条】を除いた床面積を示しています。
- 4: 適合性判定対象の複合用途建築物で住宅部分の床面積*Bが300m²以上の場合は住宅部分の省エネの計算が必要になります。（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に適合性判定と一緒に提出された際は、判定機関より松山市に送付されます。）